

大和市指定下水道工事店規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月13日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第22号

大和市指定下水道工事店規則の一部を改正する規則

大和市指定下水道工事店規則（平成10年大和市規則第53号）の一部を次のように改正する。

目次中「～」を「一」に改める。

第2条の見出しを「（定義）」に改め、同条中「の意義」を削る。

第3条第4号アを次のように改める。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権していない者

第3条第4号オ中「エ」を「オ」に改め、同号オを同号カとし、同号エの次に次のように加える。

オ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な
認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第4条第1項第1号中「、住民票の写し」を「又は住民票の写し」に改め、「前条第4号ア」の次に「及びオのいずれにも」を加え、「ことを証する」を「者であることを誓約する」に改め、同項第5号中「第14条」を「第13条第1項」に改める。

第5条第4項中「延滞なく」を「遅滞なく」に改める。

第9条第1項中「又は」を「、又は」に改める。

第11条第2項中「第18条第2項の規定により責任技術者の登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していない者が第12条」を「次の各号のいずれかに該当する者が次条第1項」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 第3条第4号アに該当する者
- (2) 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (3) 第18条第2項の規定により責任技術者の登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していない者

第12条第1項中「前条各号」を「前条第1項各号」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 前条第2項第1号及び第2号に該当しないことを誓約する書類

第17条第1項中「が」を「又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該登録を受けた者が

第11条第2項第1号又は第2号に該当するに至ったことその他の理由により」に改める。

第22条の見出しを「(委任)」に改める。

別表第1号様式の項中「第4条」の次に「及び第8条」を加え、同表第8号様式の項中「第12条」の次に「及び第16条」を加え、同表第10号様式の項中「責任技術者証」を「下水道排水設備工事責任技術者証」に改める。

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。